

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年1月23日  
独立行政法人都市再生機構中部支社  
支社長 伊藤 功

◎調達機関番号 599 ◎所在地番号 23

### 1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名
  - ① 30-支-又穂団地基盤整備工事（以下「基盤整備工事」という。）
  - ② 30-支-又穂団地建設その他工事（以下「建設工事」という。）
- (3) 工事場所  
愛知県名古屋市西区又穂町二丁目1
- (4) 工事内容
  - ① 基盤整備工事  
建設予定敷地の舗装他既存外構、地中埋設物及び地下工作物等の撤去、敷地整地、土留構造物設置及び防火水槽設置  
敷地面積 7,925㎡
  - ② 建設工事  
建設工事一式及び屋外工事（実施設計業務含む）  
（但し、ガス給湯設備工事、エレベーター設置工事は別途工事）  
共同住宅 3棟 353戸、（賃貸施設 延床面積約 149㎡含む）  
E棟 RC造、地上10階建、187戸、延床面積約 10,320㎡  
S棟 RC造、地上10階建、130戸、延床面積約 6,260㎡  
W棟 RC造、地上6階建、36戸、延床面積約 2,620㎡  
自走式立体駐車場 鉄骨造 2層3段 1棟 147台
- (5) 工期
  - ① 基盤整備工事 契約締結日の翌日から平成31年3月15日まで（着手可能日は平成30年11月1日予定）
  - ② 建設工事 平成30年12月1日から平成33年1月31日まで
- (6) 工事の実施形態
  - ① 本工事は、上記1(2)①及び②の2つの工事の公募を一斉に行うものである。なお、2つの工事は同一業者が請け負うものとする。
  - ② 本件の落札者は、基盤整備工事に係る工事請負契約を締結すると同時に、当機構と建設工事に係る「30-支-又穂団地建設その他工事の設計・施工に関する覚書（以下「設計・施工に関する覚書」という。）」を交換し、建設工事に係る実施設計図書を作成する。実施設計図書が完成したときは、「設計・施工に関する覚書」に基づき、建設工事に係る工事請負契約を締結する。
  - ③ 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の受付の際に「企業の技術力」及び「施工計画」等に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事（電子入札対象案件）である。
  - ④ 本工事においては、申請書の提出（ただし、資料及び見積書の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、当機構中部支社総務部経理課の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。  
また、紙入札方式に関する申請については、中部支社総務部経理課に「紙入札

方式参加承諾書」を2部提出して行うものとする。様式については、当機構ホームページより入手すること。（「機構ホームページ」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「電子入札運用基準」よりダウンロード可能。）

- ⑤ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事の入札への参加を制限する等の試行工事である。
- ⑥ 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

## 2 競争参加資格

次の(1)から(16)及び(19)に掲げる条件をすべて満たしている者又は(17)の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、(18)に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより1に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構中部地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について建築工事の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）
- (3) 当機構中部地区における平成29・30年度の一般競争参加資格の建築工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあつては、1,150点）以上であること。（上記(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあつては、1,150点）以上であること。）
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (6) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (7) 当機構中部地区の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものが無いこと。
- (8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照。）
- (10) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- (11) 次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。
  - ① 単独申込みの場合は、次のイ及びロの条件を満たすこと。
    - イ 施工実績  
平成14年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比

率が2者の場合30%以上、3者の場合20%以上の場合のものに限る。以下同じ。)

- ・同種工事：RC造又はSRC造の地上6階建て以上、戸数150戸以上の共同住宅に係る新築建築工事とする。

ロ 設計実績

以下a及びbの条件を満たすこと又は以下aからcの条件を満たす者に実施設計を行わせる事ができること。(設計共同体としての設計実績は、代表者のものに限る。以下同じ。)なお、以下aからcの条件を満たす者に実施設計を行わせる場合、当該者は申込者の一員とし、共同企業体の一員とはしない。

- a 一級建築士事務所登録のある者。
- b 上記イの設計実績を有するもの。
- c 当機構中部地区における平成29・30年度「建築設計」に係る一般競争参加資格の認定を受けている者。

② 共同申込みの場合は、次のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。

イ 施工実績

- a 共同企業体の代表者は上記(11)①イの同種工事の実績を有すること。
- b 共同企業体の代表者以外の構成員については、上記(11)①イの同種工事のうち「150戸以上」を削除した実績を有すること。

ロ 設計実績

構成員のうちの1者又は共同企業体として上記(11)①ロを満たすこと。

(12) 「基盤整備工事」及び「建設工事」に次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。(共同申込みの場合は、共同企業体の全ての構成員が配置できること。)

なお、「基盤整備工事」の配置技術者と「建設工事」の配置技術者は兼任できるものとし、配置技術者を兼任する場合は①に掲げる基準を全て満たし、兼任しない場合は②に掲げる基準を全て満たすこと。

① 「基盤整備工事」と「建設工事」の配置技術者を兼任する場合

イ 一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

ロ 平成14年度から公告日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあつては上記(11)①イの同種工事について、元請けとして従事した経験を有する者。(共同申込みの代表者以外にあつては、上記(11)②イbに掲げる工事について、元請けとして従事した経験を有する者。)

なお、「経験を有する者」とは、次のa及びbに掲げる基準を全て満たす者とする。

a 対象工事の契約時点で、イの資格を有していること。

b 対象建築物の工事着工(現場施工に着手する日)から竣工(建築主事等による完了検査の日)までの全ての期間に従事していること。

ハ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書、資料及び見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

② 「基盤整備工事」と「建設工事」の配置技術者を兼任しない場合

1) 基盤整備工事

イ 一級建築士、1級建築施工管理技士又は1級土木施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

2) 建設工事

- イ ①イと同じ。
- ロ ①ロと同じ。
- ハ ①ハと同じ。
- ニ ①ニと同じ。

- (13) 施工体制に関し、次の要件を備えていること。
- ① 会社としての「かし処理体制」が整備されていること。
  - ② 施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。
  - ③ 構造上主要な部分部（柱、梁または耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、（一社）プレハブ建築協会の「PC部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。
- (14) 平成27年4月1日から資料の提出期限までの間に当機構が中部地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が68点未満である者については、次の条件を満たしていること。
- ・当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
  - ・当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (15) 低入札価格調査対象となった場合には、上記(12)に掲げる全ての基準を満たす専任の技術者を（共同申し込みの場合は共同企業体として）1名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。
- (16) 次に定めるいずれかの届出の義務があり、当該業務を履行していない建設業者でないこと。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (17) 共同企業体の構成基準
- 共同企業体の構成は、(1)から(16)及び(19)をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①及び②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、3者以内とする。
- ① 各構成員の出資比率は2者で構成される場合にあつては、30%以上、3者で構成される場合にあつては20%以上であること。
  - ② 代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であつて、かつ、出資比率が最大であること。
- (18) 共同企業体としての資格の認定申請等
- ① 認定申請
- 本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記4(4)の資料の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前までに提出してください。）
- なお、下記4(4)の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。
- ② 認定資格の有効期限
- 認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。
- (19) 高層住宅建物に係る設計計画が適正であること。（共同申し込みの場合は、共同企

業体として設計計画が適正であること。)

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」の評価項目、評価基準及び得点配分は入札説明書による。

#### (2) 総合評価の方法

上記(1)の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案が適切又は標準的なものには標準点100点を与え、さらに、良好な提案等に上記(1)により加算点(最大40点)を与える。

#### (3) 落札者の決定方法

入札参加者は「入札価格」と「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(2)によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

・評価値＝(標準点＋加算点)／入札価格

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者となる者を決定する。

#### (4) 落札者が提案し当機構が評価した「施工計画」に関する提案は、契約内容の一部となるものであり、工事契約時において工事請負契約書及び契約図書とは別に、内容、履行確認、不履行の場合の措置等について、当機構と請負業者間で施工計画・技術提案の履行に係る覚書を交換するものとする。

#### (5) 履行状況から、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

### 4 入札手続等

#### (1) 入札方法

① 入札参加者は、1(2)に示す各工事(以下「個別工事」という。)ごとに見積もった金額の合計をもって入札するものとする。

② 個別工事の契約金額(税抜き)は、「予定価格における個別工事の構成比(内訳額/予定価格)」を落札者の入札額に乗じた額(十万円単位を四捨五入)をもって機構が定めるものとする。

#### (2) 担当支社等

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6階  
独立行政法人都市再生機構中部支社  
総務部 経理課 電話052-968-3315

#### (3) 問い合わせ先

① 平成29・30年度一般競争参加資格の認定に関する事項

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6階  
独立行政法人都市再生機構中部支社  
総務部 経理課 電話052-968-3315

② 公募条件に関する事項

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル7階  
独立行政法人都市再生機構中部支社

住宅経営部 工務・検査課 電話052-968-3269

③ 「基盤整備工事」に関する事項

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル7階

独立行政法人都市再生機構中部支社

住宅経営部 ストック技術課 電話052-968-3160

④ 「建設工事」の設計条件書等に関する事項

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル7階

独立行政法人都市再生機構中部支社

住宅経営部 ストック技術課 電話052-968-3248

⑤ 入札手続きに関する事項

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6階

独立行政法人都市再生機構中部支社

総務部 経理課 電話052-968-3315

(4) 設計図面及び現場説明書等の交付期間等（詳細は独立行政法人都市再生機構HPに掲載の入札説明書による）

- ① 交付期間：平成30年1月23日（火）から平成30年2月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から正午及び午後1時から午後5時まで。

② 交付方法等

設計図面及び現場説明書等（以下「交付資料」という。）の交付を希望する場合は、独立行政法人都市再生機構HPに掲載のFAX専用の設計図書等交付申込書を上記の期間に送付し、申し込むこと。設計図面及び現場説明書等はCD-Rデータにより無償にて交付する。FAX受領後、中部支社コピーセンター受託業者である（株）ヤマイチテクノより、FAX受領日より3営業日後までに到着するよう発送する（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない）。3営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。

なお、送料については、料金着払にて発送するので宅配業者に支払うこと。

【FAX番号】

独立行政法人都市再生機構中部支社

総務部 経理課

送信先 FAX：052-968-3295

問合先 TEL：052-968-3315

(5) 申請書等の提出方法

申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、中部支社長の承諾を得て紙入札による場合は、申請書の提出期間内に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、予め提出日時を前日までに上記(3)②へ連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。また、承諾を得て紙入札とする場合は返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円)分の切手を貼付した長3封筒を併せて提出すること。

- ① 提出期間：平成30年1月23日（火）から平成30年2月22日（木）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）までとする。
- ② 提出場所：電子入札システムによる場合は、電子入札システムで申請の上、工務・検査課（上記4(3)②参照）に写しを提出する。紙入札による場合は、原本を工務・検査課（下記4(3)②参照）に提出する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- ① 入札の日時及び入札書の提出方法

入札日時：平成30年5月7日（月）正午まで

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、中部支社長の承諾を得た場合は、中部支社総務部経理課（上記4(3)④）に持参すること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

② 開札の日時及び場所

開札日時：平成30年5月8日（火）午前10時

開札場所：愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6階

独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課

- (7) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札で落札者がいないときは、直ちに又は別に日時を定めて、2回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。なお、見積り合わせの執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (8) 当該工事において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 請負代金額の10分の3以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、別冊現場説明書及び別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに特段の理由もなく単価見積書の提出がなされないままなされた入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定方法 3(3)に同じ。

(5) 上記(4)のただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

(6) 支払条件

前金払40%以内、中間前金払又は部分払（どちらか一方を選択）及び完成払。

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 総務部経理課（上記4(3)④）

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(5)によ

り申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行った上、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加の確認を受けなければならない。

提出期間：平成30年1月23日(火)から平成30年2月15日(木)（競争参加資格申請の提出期限日の5営業日前まへの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時まで）

提出場所：〒460-8484

愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6階

独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課

提出方法：一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送することにより行うものとし、電送によるものは受け付けない。

(12) 詳細は、入札説明書による。

(13) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表しますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただきますよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず、情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表することがあり得ますので、ご了承ください。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(14) 設計図書は、入札・契約手続き以外の目的に使用しないこと。



## 6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Isao Ito Director of Chubu Branch manager, Urban Renaissance Agency.
- (2) Classification of the services to be procured: 41
- (3) Subject matter of the contract: Reconstruction of the Apartment building, and other urban development of MATAHO housing complex
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. 22 Feb, 2018
- (5) Time-limit for the submission of tenders: 12 : 00 A.M. 8 May 2018
- (6) Contact point for tender documents : Engineering Works and Inspection Team, Housing Management Department, Chubu Branch Office, Urban Renaissance Agency, 3 - 5 - 27 Nishiki, Naka-ku, Nagoya City Aichi-pref, Japan TEL 052-968-3269

F A X 申 込 書

独立行政法人都市再生機構 中部支社

設 計 図 面 等 交 付 申 込 書

申 込 日 : 平 成 年 月 日

工 事 件 名		30一 支一又 穂 団 地 基 盤 整 備 工 事 30一 支一又 穂 団 地 建 設 そ の 他 工 事
申 込 者	貴 社 名	
	御 住 所 (送 付 先)	〒 —
	御 担 当 部 署 名 御 担 当 者 名 連 絡 先 E - m a i l	電 話 番 号 — — E - m a i l @ —
そ の 他	特定の配送日を指定する場合は、こちらにご記入ください。	

※ 1 図面等を平日正午までにお申込みの場合は、3営業日後までにお手元に到着する予定で発送致します。

【送 信 先】 FAX : 052-968-3295

(この番号は、総務部経理課のFAX番号)

【問 合 せ 先】 独立行政法人都市再生機構 中部支社

総務部 経理課 電話 : 052-968-3315

※ 2 この申込書は、独立行政法人都市再生機構中部支社から、設計図書及び現場明書等を発送するために使用されます。

※ 3 図面等の交付は、建設会社に限らせて頂きます。